江 別 市

ごみステーションの設置の手引き (一般住宅用)

◆この手引きは、ごみステーションの設置について必要な基準を定める ことで、市民の健康で快適な生活の確保を目的として作成しています◆

江別市は「家庭ごみ収集の有料化」を実施しています

有料 「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「大型ごみ」

無料 「資源物」:ペットボトル、びん・缶、白色トレイ、紙パック

「危険ごみ」:スプレー缶・ガスカセット缶、蛍光管・HIDランプ、

乾電池・ボタン電池・コイン電池・小型充電式電池、 水銀入りの温度計・体温計、ガス・オイルライター 等

- ※ ごみ・資源物の分別や出し方については「ごみと資源物 分別の手引き」をご覧 ください。
- ※ ごみ・資源物は、収集日の朝、8時45分までに利用しているごみステーションに出してください。
- ※ 大型ごみの収集の申し込みは、「大型ごみ受付センター($\mathbf{\alpha}$ 380-6000)」 になります。

令和5年2月 生活環境部環境室

一般住宅のごみステーションの設置について

概要

この手引きは、ごみステーションの設置に関することについて、わかりやすいように 作成しています。

ごみステーションの設置基準

- 1. 1箇所のごみステーションは、維持管理や環境衛生、収集作業の面から、10戸前後での利用を基準としています。
- 2. 固定式のごみボックスを設置する場合は、利用している方々の敷地内に設置してください。歩道等の道路用地に設置すると、通行の妨げや除排雪作業の支障となります。

ごみステーションの設置場所

- 1. 歩道上や道路側端等の一部に、ごみが収集されるまでの間、設置ができます。 ※ごみの収集後、片付けのできるネットやサークル等のみ
- 2. 一般家庭のごみステーションは利用している方々が管理のできる場所に設置してください。共同住宅や利用している方以外の敷地内、もしくは利用している方以外のご自宅前等には設置しないでください。
- 3. 次の場所は安全なごみ収集の支障となりますので設置しないでください。
 - ・ カーブ等見通しの悪い場所
 - ・ 急勾配の場所
 - ・ 消火栓、交差点や横断歩道の側端並びに道路の曲がり角から5m以内の場所
 - · バスの停留所および踏切の側端から10m以内の場所
 - 公園、空き地、子どもが出入りする箇所に隣接する場所
 - ・ 回転または方向転換ができない袋路状道路の場所
 - ・ その他、危険と思われる場所

ごみステーションの設置に伴い

- 1. ごみステーションの新設、移動や廃止等の設置内容に変更が生じる場合は、ごみステーションを利用する方々で相談していただいたのち、2週間前までに市に連絡をしてください。設置場所等に問題がないかを協議させていただきます。なお、輪番制が決まっている場合についても、移動する2週間前までに連絡をお願いします。
- 2. 土地区画整理事業・宅地造成事業については、あらかじめ開発事業者がごみステーションの位置や利用戸数等を市および自治会等と協議し、決定します。

ごみステーションの管理

ごみステーションは皆さんが自主的に管理する場所です。市でもきれいなごみステーション維持のため、収集時には清潔を保つよう心掛けますが、利用している方全員で責任を持ってごみステーションの維持・管理に努めましょう。

- ・ ごみステーションの適切な維持・管理のため、利用している方を把握しましょう
- ・ ごみを荒らすカラスやキツネ等の動物対策のため、ネットやカラス除けサークル等 を適切に用いて対策を行いましょう
- ・ カラスやキツネ等の動物に荒らされてしまったごみステーションの周辺は、利用している皆さんで清掃しましょう
- ・ 分別の仕方が誤っている等の理由から残されてしまったごみについては、正しく分 別等を行い、区分に応じた収集日にごみステーションに出しましょう
- ・ 冬期間は積雪により、ごみステーションが埋まってしまうと、ごみの収集、車の通 行や除排雪作業の支障となります。利用している皆さんで除雪をお願いします
- ・ ごみステーションが建物に近接している場合、建物上部に雪庇がありますと、ごみ 出し時やごみの収集時にとても危険です。雪庇を落とす等のご協力をお願いします

ごみを出す場所

普段利用しているごみステーション以外にごみを出すと、そのごみステーションのご みが多くなり、その地域の方々の迷惑になります。必ず、普段利用しているごみステー ションに出してください。

※ 家庭から出されるごみについては、法律でその市町村内で処理することが定められています。 工別市外に持ち出すことは絶対にお止めください。

ごみサポート収集

日常的に周りの方の支援が受けられず、ごみステーションにごみを出すことが困難な、 介護保険の認定を受けている高齢者や障がい者世帯を対象に、ごみの戸別収集を行って います。

制度内容や利用要件等の詳細については、下記お問い合わせ先にご連絡お願いします。

お問い合わせ先

【連絡先】

生活環境部 環境室 廃棄物対策課

\(\pi\) 067-0051

住所 江別市工栄町14番地の3

TEL (011) 383-4217

FAX (011) 382 - 7240

【環境事務所(環境室)位置図】

